

社会福祉事業法の立案過程における法名称の経緯

鶴沼憲晴

Changes of Name in the Concluded Process
of the Social Welfare Services Law

Noriharu UNUMA

目 次

I. はじめに

II. 法案名称についての考察

III. むすびにかえて
—本法成立過程の史的位置—

I. は じ め に

社会福祉事業法（以下：1951年法律第45号を本法とする）を対象とする法制度史研究においては、厚生省内での法立案過程をはじめ、社会福祉法人、社会福祉協議会、共同募金等、個別分野の成立過程に関する業績が蓄積されている。

しかし、本法立案過程に関する先行業績のうち、名称の経緯を究明したものは皆無に等しい。後述のごとく、「社会福祉事業法」となるまでに少なくとも「社会事業基本法」「社会福祉事業基本法」という名称の法案があった。本稿では、それら名称への変更理由について考察することを目的とする。これにより、当事の厚生省社会局における「社会福祉」の捉え方や省内他局との関係も明らかになるであろう。

検討対象となる社会福祉事業法案は、先行業績（吉田1979：45、小川1990：29－41、熊沢2000：141等）を参照しつつ、筆者が入手した以下の7法案である。

- | | | |
|------------|------------|----------------------------|
| 1950.1.23 | 社会事業基本法案 | 社会局庶務課
(以下：50年1月23日法案) |
| 1950.1.25 | 社会事業基本法案要綱 | 厚生省案
(以下：50年1月25日法案) |
| 1950.4 | 社会事業基本法案 | 厚生省社会局
庶務課 (以下：50年4月法案) |
| 1950.5.20 | 社会福祉事業基本法案 | 厚生省社
会局 (以下：50年5月法案) |
| 1950.6.1現在 | 社会福祉事業基本法案 | 厚生省
社会局 (以下：50年6月法案) |
| 1951.1 | 社会福祉事業基本法案 | 厚生省
(以下：51年1月法案) |
| 1951.2 | 社会福祉事業法案 | 厚生省
(以下：51年2月法案) |
- これら以外の法案も、後述のとおり存在したようである（吉田1979：45、熊沢2000：141）。しかし本稿は、具体的な内容が検討できる上記法案のみに限定して考察する。
- なお50年4月法案謄写には手書きにて「昭和二十五年四月」と記されているのみであり、年月の真偽は不明である。この点につき小川は、「昭和

二十五年全国社会事業大会要綱」（昭和二十五年全国社会事業大会事務局）に「四月基本法第一案、五月同第二案、六月同第三案」とあり、また第1条中に「生活保護法（昭和二十五年法律第 号）として、法律番号が記されていないことから、「四月第一法案とみるべきであろう」としている（小川1990：38）。本稿は、小川の見解にしたがって1950年4月に出されたものと解する。

II. 法案名称についての考察

1 「社会事業」から「社会福祉事業」への変更

まず、50年4月法案までの「社会事業」が50年5月法案以降の「社会福祉事業」に変更された経緯について検討する。

本法成立直後に刊行された行政執務提要においては、「社会事業の分野も愈々廣く、所謂人間の基本的 requirement の総てに應ずべきこととなり、機能の分化は技術の深味を増し、從來の消極的な慈善乃至救貧事業の域を完全に脱するに至った。此の為に、社会事業は…今や社会福祉事業と呼ばれる傾向にある」としている（厚生省1951：2）。

この行政解釈が以降に敷衍されたと考えてよいだろう。例えば厚生事務官飯原は、「社会事業」とは、「その前身形態は慈善事業とか博愛事業とか呼ばれるもの」であり、「本質たるや如何にと問えば、…保護を与え救済を行なう人々の心理的満足に専ら重きが置かれるに止まり、為に著しく主觀的・恣意的な行為に走る傾向があ」り、また「貧困者に対する経済的な給付を第一義なもの」としていたという。しかし、「要保護性」を経済上のそれにのみ限らず…何等かの『社会的調整』を要することとして、単に救貧に止まらず進んで『貧乏線』以上の福祉まで保障せんとするのが近似に於る斯業の課題となってきた」とし、よって、「社会事業」をもってしては到底新しい事業内容まで意味することが困難である」ことから、

「社会福祉事業という名称に変更された」とする（飯原1951：6）。

本法立案の中心にいた社会局長木村も、その解説において「消極的な貧困の状態におちいったものを保護するにとどまらず、貧困の状態におちいることを防止することから、さらにはすんでは積極的な福祉の増進までをもその目的にふくませたいという意気込みをあらわしたもの」と同旨の見解を示している（木村1955：15-16）。

同じく中心人物であった社会局庶務課長黒木も、「児童福祉法、身体障害者福祉法等の福祉という字句と概念の解釋から社会事業法という語を社会福祉事業法と改めるに至り…」と、既存二法にある「福祉」の概念を継受したとする（黒木1951c：68）。そしてその定義を「単に一部の人々にたいする救貧法にとどまらず、防貧さらに広く積極的な社会全般の福祉の増進を図ること」とし、「児童福祉法において福祉ということばが、…社会福祉事業法において、あらたに社会福祉事業ということばが用いられたのも、この積極面をあらわしたいという考えにほかならない」と述べる（黒木1952a：56）。別稿においても「社会福祉事業という名称の使用は概念の困惑（ママ：筆者）を生ずる虞があったけれども、社会福祉事業法が、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法…の共通法の故をもって使用された」とし（黒木1951b：70），「福祉」概念の共有化を担保するために使用したことを見唆している。

いずれも「社会福祉」への移行は、経済保護中心から基本的 requirement 全般への拡大、救貧的・事後的事業から防貧的・積極的事業への展開を根拠としていることがわかる。

しかし、木村は一方で以下のように告白している。「社会福祉事業と社会事業とがどういう関係になるのかについては、まだきまっているとはいえないようである。わたしなども、…この二つを

同じもので、つかう気持ちにいくらかちがいがあるといったようなことでお茶をにごしているのであるが、実際には、福祉ばやりからきたので、いずれにせよ、理屈はあとからつけるというものであろう」と（木村1961：70）。ところが当該エッセイ連載の後半になると、「困窮という悲惨な状態というか、社会悪というかを匡救しようとするには、その原因にさかのぼってこれを除去したり、その原因を生じさせないようにしなければならぬということにならざるを得なくなるのである。そしてこのような状態を社会福祉ということばであらわし、社会福祉事業などということにしてしまうことになってきたのである」と翻す（木村1962：48）。

この2つの木村発言をどのように受け取ればよいか。

おそらく「福祉ばやり」「理屈はあとからつける」という言葉が、木村の率直な見解であろう。しかし上記木村自身による解説とおよそ相容れない真意を活字としたことに疑問・批判があり、連載後半で取り繕った、というのが真相ではなかろうか。なぜなら退職した木村は、「社会事業というのじゃ変える意味がないからね、あのころ社会福祉というのがはやったから、それだけのことなんです。別に何の意味もない」「(社会事業と：筆者) だいたい同じなんですよ。だから突っ込んで理屈をつけるためには、ああいうことを言わなければしようがないんじゃないですか」「『社会福祉』という言葉はむしろ憲法の関係から来ているのじゃないかと私は思います。自然そうなっちゃったので考えたものじゃないのです」と上記エッセイ前半と同旨の発言をしているからである。「『解説』のなかには、『予防的』という言葉を入れていらっしゃいましたね」という一番ヶ瀬にも「そういう理屈は後からつけたんですよ」と否定する（木村1978：33-34）¹¹⁾。

一方の黒木も、「…こうして社会福祉事業法が制定公布されるに至るのであるが、これによって社会（福祉）事業体系の基礎がようやく定まるに至った。この法律の劃期的意義は、社会福祉事業体系の整備拡充によるわが国の社会事業の現代化の達成にあり、戦後六ヶ年にわたって、発達してきた現代社会事業は、ここで一応の整備をみる…（傍点：筆者、以下同）」（黒木1958：462）にみられるように、「社会事業」「社会福祉事業」あるいは「現代社会事業」「社会福祉事業」それぞれの定義を明確にしないまま混然と使用する。そもそも上記引用した黒木著書（黒木1958）は、一貫して「社会事業」という語句を使用しており、また定義の曖昧さは、例えば「社会事業」と「福祉事業」の混在のごとく（黒木1952b：188-189）、他著書でも散見できる。

以上より、いずれの法立案者にとっても、建て前とは裏腹に、「社会福祉事業」という語句にさしたる意味はなく、「社会事業」とほぼ同義語であったことがうかがえる。また、本法に列挙された「社会福祉事業」そのものをみても、竹内による「具体的種別をみると、…保護、救済事業的なものののみであって、僅かに『児童厚生施設』というのが、稍々積極的に含まれているに過ぎない」との指摘どおり（竹内1951：14），法立案者が強調する積極的目的・内容をもつ事業はわずかであった。

ではなぜ「社会福祉事業」という語句を、50年5月法案以降に使用せざるを得なかったのであるか。上記木村回顧を糸口に、史実を整理しながら推察する。

まず「社会福祉」は、木村回顧にあるように「憲法の関係から来た」語句であった。すなわち、憲法第25条第2項の審議過程において、当初 social welfareの訳語として使用されていた「社会的福祉」あるいは「社会の福祉」が、衆議院本

会議で「社会福祉」という造語になったのである²⁾。いずれも国民の幸福な生活といった抽象的状態を表していた。そして憲法制定直後から、地方自治法（1947年法律第67号）第158条をはじめ、自転車競技法（1948年法律第209号）第11条、民生委員法（1948年法律第198号）第1条、厚生省設置法（1949年法律第151号）第4条、社会教育法（1949年法律第207号）第20条等、多くの法令の目的条項に「社会福祉（の増進）」が使用され、木村回顧にある「福祉ばやり」をうかがわせる。

それら法令はすべて幸福な「状態」という意味で「社会福祉」を使用したが、「社会福祉主事の設置に関する法律（以下：社会福祉主事法）」以降、大きく変化する。

社会福祉主事法は、新生活保護法の国会審議過程において、「社会福祉主事」が「単に生活保護制度の運用においてだけでなく、広く児童福祉法および身体障害者福祉法においても採用されるべき」として支持され（三和2000：210）、山下議員他6名による議員提案という形で、急遽、上程されたものである³⁾。その第2条第1項第4号および第2項において「社会福祉事業に従事している者」を社会福祉主事任用資格要件の1つとしている。厚生省は、社会福祉主事法成立後、本条にいう「社会福祉事業」を「生活保護事業、児童福祉事業、身体障害者福祉事業、その他概ね厚生省社会局、児童局及び引揚援護廳援護局の所管に属する事務の系統に属する事業」と説明した（厚生省1951：295）。つまり、社会福祉主事法によって、「社会福祉」は幸福という抽象的「状態」という意味に加え、その「手段」たる具体的「事業」の総称的意味を合わせもつことになったのである。

社会福祉主事法は、1950年4月29日上程後、同日衆議院厚生委員会でのわずかばかりの質疑応答を経ての採決、参議院厚生委員会の審査を省略しての本会議可決、翌30日衆議院本会議可決とわ

ずか2日間で成立し、5月15日に公布された。そしてその5日後に50年5月法案が出されることとなる。

よって、50年5月法案以降に「社会福祉事業」へ変更された背景には、憲法制定以降の法令における「福祉ばやり」の様相があったこと、そして直接的には、社会福祉主事法が「社会福祉事業」を条文に規定したことがあると考える。

しかし、社会福祉主事法を提案した議員がなぜ「社会福祉事業」という語句を使用したのか、提案前に厚生省が第2条の語句表現を把握していたのかについては不明である。

前者については、提案議員のなかでもさほどの思慮はなく上記「福祉ばやり」からのことではないか⁴⁾。

また後者については、新生活保護法に関する衆議院厚生委員会で、木村が「（社会福祉主事と民生委員は：筆者）常に密接な協力関係がなければならぬ。この関係を充分明らかにすることによりまして、今後は両者が相提携して、日本の社会事業制度の全般をうまく運営いたして行くようにいたしたい」と答弁していることから（木村1950：6），厚生省は当初より社会福祉主事を他の福祉法関連行政事務まで包含した任用資格にする予定であったと考えられる。よって、山下議員等による社会福祉主事法提案は、予め厚生省も承諾していたのであろう⁵⁾。しかし社会福祉主事法第2条第1項第1号にある厚生大臣の指定科目に、「社会事業」という語句が依然として使用されていることから（「社会福祉主事の資格に関する科目指定」1950年厚生省告示第226号）、「社会福祉事業」等、個々の条文の具体的な語句表現までつき詰めて摺り合わせをしていなかったのではないか。木村回顧での「自然そうなっちゃった」という言葉は、こうした状況を表しているのではないかと考える。

いずれにしても、「社会事業」から「社会福祉事業」へ変更された真相は、表向きの矯飾された理由に比して消極的・受動的であったといわざるを得ない。そしてこの変更が、周知のとおり、その後の社会福祉学界における対象規定の混迷をもたらすことになるのである⁶⁾。

2 「基本」の削除

次に、51年1月法案まで法案の名称にあった「基本」が、51年2月法案で削除された経緯について検討する。

「社会福祉事業基本法」から「社会福祉事業法」へ名称変更した背景について、以下の3つの見解がある。

第1に、既存福祉三法との関係から、という見解である。吉田は、『厚生省二〇年史』(厚生省二〇年史編集委員会1960:400)を参照しつつ、「基本的事項を総合的に規定しようとするならば、既存三法の性格に大きな修正を加えることが必要であったから」「基本法案が…最終案でとれて、社会福祉事業法案となった」とする(吉田1979:46)。

第2に、児童局による圧力から、との見解である。中川は、「児童福祉法は児童福祉の基本法である」と児童局が主張したため、「調整が法制局審議の段階まで難航したこと」を明らかにしている(中川1980:82)⁷⁾。黒木は、そうした児童局との調整の結果、「基本法が共通法となり、共通の文字も抹消した」と述べている(黒木1951c:68)⁸⁾。すなわち、社会福祉基本法から社会福祉共通法となり、さらに社会福祉共通法から共通の2文字が削除されるという過程をたどって、本法となったとする。この点、佐口も「社会事業法」に「代るべき社会事業基本法とか社会事業共通法とかの法案の立案がなされたが…」と、「共通」を名称にもつ法案の存在について触れている(佐口1951:5)。

第3に、「基本法」を名称に掲げる法律の特徴

との相違から、という見解である。黒木は「教育基本法という基本法の先例があるが、本法は「基本理念のみを規定するものでなく、主として組織に関する規定であるので、一応基本という語がとりやめられた」とする(黒木1951c:75)。51年2月法案は、「総司令部、各省の意向を考慮して、…最終案(二月六日)を決定した」とされている(厚生省1951:248)。おそらく内閣法制局の法案審査も51年1月法案から2月法案にかけて行われ、その上で上記黒木の見解にあるような指摘を受けたと考えられる。そしてこの法制局とのやりとりは、法案説明資料にも記載されていたことが小川によって指摘されている(小川1990:39)。

以上を踏まえ、私見を提示する。

第1の吉田の見解は妥当ではない。「基本」がとれた51年2月法案の内容を「基本法」最終案であった51年1月法案と比較すると、修正箇所は多いものの、そのほとんどが法律としての形式・文章表現の微調整である。よって既存三法に大きな変更が加わるから、「基本」を外したという説には疑問が生ずる。そもそも吉田が参照した『厚生省二〇年史』当該箇所は、「日の目を見なかった」1948年の日本社会事業協会案⁹⁾や国會議員案についての叙述であり(厚生省二〇年史編集委員会1960:400), 本稿での検討対象とは異なるものである。

よって本稿は、第2と第3の見解を探る。すなわち、まず省内の最終調整段階において「児童福祉法は児童福祉の基本法」とする児童局から、「基本」という語句が問題とされた。その調整と同時並行して行われていた内閣法制局での法案審査においても、「基本法」という名称は多分に「国の制度・政策に関する理念、基本方針を示す」特徴から、名称としてふさわしくないと判断がなされた。児童局との調整から「共通法」なる名称も考案されたが、法制局ではそれも法律名称と

して不適切とされ、「基本」も「共通」も削除された「社会福祉事業法」で児童局および法制局の承認を得たのではないか。「基本的重要な事項」を規定するからこそ「基本法」という名称にこだわった社会局庶務課であったが（黒木1951c：75），他省および省内他局との調整から，あきらめざるを得なかつたのである。

III. むすびにかえて —本法成立過程の史的位置—

以上，本法成立過程における名称の変遷をみてきた。その中で憲法からの影響や先行法との調整から消極的に「社会福祉」となり，児童局による主張等から「基本」を削除した経緯を明らかにしてきた。

上記で採り上げた法案名称の経緯以外でも，「福祉に関する事務所」に関し，反対決議（「行政事務の再分配に関する勧告」1950.12）を行った地方行政制度調査委員会議および自治庁の意向を受け，「福祉事務所」からの名称変更，町村および一部事務組合による任意設置の導入等の修正を行っている（木村1955：27，74，黒木1951c：42-51）。また社会福祉法人の免税に関して，現場の強い要望であった法人税での他法人からの寄附金の損金算入，市町村民税での法人の均等割撤廃，入場税免税の拡大，付加価値税の全免等を，大蔵省との折衝の末，先送りせざるを得なかつた（木村1955：197-200，黒木1951c：190-191)¹⁰⁾。さらに同じ社会局内においても，生活保護「行政事務費」を福祉三法の現業事務費にまで拡大しようとした黒木と，その主張が「行政事務費」そのものの「御破算」を招きかねないと危惧する保護課長小山との対立があり，結局，黒木が引き下がつたという内幕もあった（戸沢1982：76，78-79，厚生省社会局保護課編1981：161）。木村の「この法律は，妥協の連続によって成立している」という

言葉（木村1955：2）は，上記一連の経緯に対する社会局庶務課の悔念を現しているのかもしれない。

「妥協」が必要になった背景として，以下の2点が考えられる。

第1に，福祉三法体制が既に確立していたことがあげられる。そのため，新法立案過程での修正要請は，既存三法を担当する局・課の既得権であったのである。とりわけ国内初の福祉法を担っていた児童局や当時の福祉法政策の中心にいた社会局保護課からすれば，社会福祉事業の全分野にわたる「基本法」案は，それぞれがもつ自負からの心理的抵抗を生み，それが厳しい修正要請へつながつたのではなかろうか。例えば，戸沢による「私たちは“小山イズム”だから，そんな法律は要らない，…生活保護だけやっていれば結構だ，なんていうことを言っていた」との発言から，社会局保護課の本法に対する態度は，決して肯定的・積極的ではなかつたことがうかがえる（戸沢1982：75-76）。

第2に，本法立案時期がGHQによる占領末期であったことも無関係ではなかろう。すなわち，大戦直後の児童福祉法，身体障害者福祉法の場合は，GHQの厳密なる審査を通過しなければならなかつたが，それさえクリアすれば他省庁および省内の調整はさほど必要ではなかつた。しかし新生活保護法以降では，朝鮮戦争の勃発，対日講話七原則の発表等もあって，GHQの立案・立法過程への積極的関与は減少し，本法審査にいたってはわずか「一時間半という記録」を作つたほどであった（黒木1951c：68）。その結果，対照的に省庁および省局内相互の意見交換の機会が促進・拡張され，必然的にそれらとの調整（妥協）が必要となつたのではないかと考える。黒木は回顧録のなかで，「福祉事務所を作るときにこれは占領軍の威令も相当弱っておつたときでしたから，なか

なか強行できない。結局、当時反対したのが自治庁と大蔵省なんです」、「もうアメリカさんが頼りにならんですね。こっち一人でやらなきゃならんでしょう」と述べている（厚生省社会局保護課編1981：162-164）。GHQの影響が減少するにつれ、他省庁との調整の必要性が増してきたことがうかがえよう。

以上より、本法立案過程は、厚生省社会局庶務課にとっては苦渋なる「妥協の連続」であったが、わが国が占領から自立民主国家へ向かう過渡期にあったことの証左でもあるといえよう。

【注】

- 1) こうした木村の述懐から、百瀬は「社会事業よりも積極的な福祉の増進を目的に社会福祉事業と改称した、と後世講学上もっぱら木村著を根拠にのべていた幾多の著書論文は、本人のこの回想で論拠を失ってしまった」とする（百瀬2002：84）。
- 2) 現に、憲法審議過程に成立した旧生活保護法（1946）第1条は「…社会の福祉を増進することを目的（傍点：筆者、以下同）」としていた。
- 3) なお、「社会福祉主事」という名称そのものは、「社会事業主事」を参考としたものであろう。1925（大正14）年勅令第323号「地方社会事業職員制」は、「地方ニ於ケル社會事業ニ関スル事務ニ從事セシムル為北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ…左ノ事務職員ヲ置クコトヲ得」とし、「社會事業主事」と「社會事業主事補」を規定した。具体的な社会事業主事の業務に関しては、三上1981：383-402に詳しい。
- 4) 当該法の厚生委員会および本会議審議において「社会福祉事業」の概念を問題にする質疑は出されていない。なお、国会で最初に「社会福祉事業」を口にしたのは、第1回国会参議院本会議で児童福祉法案についての厚生委員会審議

経過を説明した塙本重蔵厚生委員会委員長である。塙本は、当該委員会での質疑応答を説明するなかで「社会福祉事業とその従事者とは不可分の…」と述べた（塙本1947：18）。しかし、当該委員会において塙本以外で「社会福祉事業」という語句を使用した者はおらず、塙本も他の箇所では「社会事業」を用いていることから、塙本自身による言い誤りであろう。その後も、1948年5月の参議院厚生委員会での姫井委員による「公私共に社会事業の分布は全く自然発生的に放置散在されたままであります、…社会福祉事業が何の組織も企画性もなく、科学性が欠けておる」との発言（姫井1948：7），同年6月の衆議院厚生委員会に池谷らが提出した請願等に「社会福祉事業」がみられるが（池谷他1948：1），いずれもその前後の脈絡から、「社会事業」との単なる混同と考えられ、本文木村の述懐にある「自然そうなっちゃった」，「憲法からきた」「福祉ばやり」を伺わせる。

- 5) 当時の社会局保護課長小山と社会福祉主事法を国会に提案した山下議員は、「生活保護制度の改善強化に関する件（勧告）」（1949）立案過程において既に緊密な関係にあったようである（厚生省社会局保護課編1981：116）。よって、社会福祉主事法を国会に提出する際にも、厚生省、とりわけ社会局保護課の了承は得ていたと考える。
- 6) 社会福祉学界における「社会福祉事業」の捉え方について、例えば佐口のように、「生活の困窮者を救済するということ以外に、困窮に陥る以前の防貧やさらに進んでは一般的福祉までをも目的とするきわめて積極的な立場がとられているので」，「在来の社会事業という名称のみでは説明しきれない理念に基づく現在において、加えるに憲法においても社会福祉という言葉の明確な使用があるにおいては、社会福祉事業…

という言葉の使用が適切である」（佐口1951：6）と、本文上述の行政解釈と同旨の見解を提示している者もいたが、批判的な見解が少なくなかった。たとえば機能論的アプローチから「社会事業」と「社会福祉事業」の整理を試みる竹内は、「唯單に一を積極的なもの、他を消極的なものとわけることは、…意義のないことであるのみならず、社会福祉事業の理論的・実際的発達の障害ともなるであろう」（竹内1952：5）とし、社会事業は「『人間相互関係上の福祉』ということをとくに取り上げて、その問題を解決しようとする専門事業」であり、「社会福祉事業のうちの一つの分野、または領域」とする（竹内1952：10）。これに対し一貫して「社会事業」を使用してきた孝橋は、政策論的立場から、行政解釈に対して「もともと本質的に、歴史的にはそのような発展傾向をもち、論理的には…量の発展ではあるが質の変化ではない」とし、また竹内ら技術論者の見解に対しても「一の社会的存在としての社会事業に関して、ある側面から、あるいはある視点において、その一面を強調的に指摘しているだけのことであり、ともに社会事業の領域での出来事でこそあれ、…別個の社会的体系に属するものではない」と批判する。そして「『社会福祉事業』と『社会事業』とをわけて、それぞれの内容を説明することは、けっきょく、現象形態の分類や解説ではあっても、これらの外貌や形態の奥そこで、それらのものをなりたたせている核をさぐりあてるための道行ではない」とする（孝橋1952：11）。その他、高度経済成長期以降の政策・実践を「社会福祉事業」とする見解は吉田1974：2を、社会福祉の対象規定に関する諸説・論争・混迷については、真田編1979：220-258、古川2005：367-410等を参照。

7) なお、中川は「福祉に関する事務所」に関する

部分だけでも「約二十回も印刷をし直した」と述べており（中川1980：82）、本文上記のとおり、多数の法案があったといえる。

- 8) 以上からわかるように、黒木は同一著書で2つの削除理由を示している。
- 9) 1948年の「全國社會事業大會報告書」によると、日本社會事業協会に設置された特別委員会において社会事業基本法要綱案をまとめたが、当該法案の「重要性に鑑み、審議の周到慎重を期するため」、本協会に小委員会（委員長：山口安憲）を設け「再検討を行い完璧を期すること」となった（全國社會事業大會委員会1948：7，31-32）。
- 10) 黒木は、社会福祉法人制度導入の背景として、「民間団体に対する公金支出の復活」、「課税除外の拡張問題」、「個人の行う事業には安定性と継続性な」いこと、「私経済と経理が混淆され、弊害をともないがちなこと」の4点を挙げる。とりわけ「課税除外」は、「シャウプ勧告により逆に公益法人に対する課税除外の再検討となり」、「実績を維持し更に拡張するためには何らかの措置を必要と」した。そしてそれは、「團体の赤字克服の一手段としての収益事業が行われるにつれて切実な問題」となったとする（黒木1951a：11-12）。しかし、税免除に関しては本文にあるように現場の要望とはかけ離れたものとなり、収益事業の課税割合も結局5割に過ぎなかった。

【参考文献】

- 古川孝順 (2005) 『社会福祉原論 第2版』誠信書房.
- 姫井伊助 (1948) 『第2回国会参議院厚生委員会会議録』3.
- 飯原久彌 (1951) 「社会保障の勧告と社会福祉事業法について(1)」『社会保険旬報』284 6-7.
- 池谷信一他 (1948) 『第2回国会衆議院厚生委員会会議録』9.
- 木村忠二郎 (1950) 『衆議院厚生委員会会議録』17.
- 木村忠二郎 (1955) 『社会福祉事業法の解説(改訂版)』時事通信社.
- 木村忠二郎 (1961) 「社会福祉よもやまばなし3」『共済新報』2 (11) 70-73.
- 木村忠二郎 (1962) 「社会福祉よもやまばなし5」『共済新報』3 (1) 46-49.
- 木村忠二郎 (1978) 「昭和社会事業史の証言(11) 昭和20年代の社会事業行政をめぐって」『社会福祉研究』23 27-38.
- 孝橋正一 (1952) 「社会事業・その本質探求への旅路」『大阪社会福祉研究』1 (4) 2-11.
- 厚生省 (1951) 『社会福祉事業行政執務摘要』.
- 厚生省社会局保護課編 (1981) 『生活保護三十年史』社会福祉調査会.
- 厚生省二〇年史編集委員会 (1960) 『厚生省二〇年史』厚生問題研究会.
- 熊沢由美 (2000) 「社会福祉事業法の制定」『現代社会文化研究』19 115-142.
- 黒木利克 (1951a) 「社会福祉事業法成立の意義—戦後社会事業の展開—」『社会事業』34 (4) 6-12.
- 黒木利克 (1951b) 「社会福祉事業法について—戦後社会福祉行政の展開—」『法律時報』23 (8) 66-70.
- 黒木利克 (1951c) 『現代社会事業の展開』中央社会福祉協議会.
- 黒木利克 (1952a) 『社会福祉の指導と実務ーとくに市町村におけるー』時事通信社.
- 黒木利克 (1952b) 『社会福祉主事』中央法規.
- 黒木利克 (1958) 『日本社会事業現代化論』全社協.
- 三上孝基 (1981) 「六十年前における福祉愛知の回顧 初代県社会事業主としての体験」『同朋大學論叢』383-402.
- 三和治 (2000) 『戦後社会福祉の展開と課題』学文社.
- 百瀬孝 (2002) 「「社会福祉」の成立—解釈の変遷と定着過程ー」ミネルヴァ書房.
- 中川和雄 (1980) 「めぐりあいと思い出」黒木利克追悼録刊行会編『黒木利克追想録』.
- 小川政亮 (1990) 「社会福祉事業法先行諸案と本法の意義—公的責任問題を中心にー」『日本福祉大学研究紀要』82号1-41.
- 佐口卓 (1951) 「社会福祉事業の進展と社会保障」社会保険旬報25 (10) 1-12.
- 真田是編 (1979) 『戦後日本社会福祉論争』法律文化社.
- 竹内愛二 (1951) 「社会福祉事業法についての所感」『社会事業』34 (4) 13-16.
- 竹内愛二 (1952) 「社会福祉事業と社会事業」『大阪社会福祉研究』1 (3) 3-11.
- 戸沢政方 (1982) 「座談会生活保護30年④ 新法の源流と、新法の展開について」『総合社会保障』20 (1) 72-79.
- 塙本重蔵 (1947) 『第1回国会参議院会議録』55.
- 吉田久一 (1974) 『社会事業理論の歴史』一粒社.
- 吉田久一 (1979) 「社会事業法・社会福祉事業法の成立」『日本社会事業短期大学研究紀要』25 17-55.
- 全國社会事業大會委員会 (1948) 「全國社會事業大會報告書」.